附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条　第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定、第二条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定及び附則第四条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第八項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

第七十四条の四第三項中「身体の故障若しくは文盲」を「心身の故障その他の事由」に、「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第四条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「第十八条」を「次項及び第十八条」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万七百円とする。

第十六条及び第十七条第一項中「及び第十三条の二第一項」を「並びに第十三条の二第一項及び第二項」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号を次のように改める。

一　削除

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第六条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条第三項中「身体の故障若しくは文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第四項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十二号

内閣法等の一部を改正する法律

（内閣法の一部改正）

第一条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とし、第十九条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第十八条第二項中「及び内閣危機管理監」を「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第二項中「及び内閣危機管理監」を「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条第二項中「及び内閣危機管理監」を「、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

第十六条　内閣官房に、内閣情報通信政策監一人を置く。

2　内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理する。

3　前条第三項から第五項までの規定は、内閣情報通信政策監について準用する。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正）

第二条　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十五条」に、「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

第二十六条の見出しを「（所掌事務等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第二十八条第一項に規定する本部長は、前項に規定する事務（高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。）のうち次に掲げる事項に係るもの及び第三十一条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第三十条第二項第二号に掲げる者をもって充てる同条第一項に規定する本部員に行わせることができる。

一　府省横断的な計画の作成

二　関係行政機関の経費の見積りの方針の作成

三　施策の実施に関する指針の作成

四　施策の評価

3　前項に規定する本部員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十八条第一項に規定する本部長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

第二十八条に次の二項を加える。

3　本部長は、第二十六条第二項に規定する本部員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該本部員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

4　本部長は、第二十六条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

第三十条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　内閣情報通信政策監

第三十五条を第三十六条とする。

第三章中第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体への協力）

第三十二条　地方公共団体は、第十一条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2　本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

（国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「内閣危機管理監」の下に「及び内閣情報通信政策監」を加える。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第五号の二

二　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第七号及び別表第一官職名の欄

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（検討）

2　政府は、第一条の規定による改正後の内閣法第十六条第一項の規定により内閣官房に内閣情報通信政策監が置かれることを踏まえ、情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行